

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

9. 緊急時の対応

1) 居宅介護支援サービス提供時に、利用者の身体状況に急変が生じた場合やその他必要のある場合は、速やかに主治医並びにご家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

主治医	氏名・所属	
	連絡先	
ご家族等	氏名・続柄	
	連絡先	

2) サービスの提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により利用者の生命や身体、財産等を傷つけた場合には、その損害を賠償します。

10. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は、利用者の疾患に対する対応、また、利用者の退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携を行っていく必要がございます。つきましては、この目的を果たすため、利用者の皆様には以下の対応をお願い致します。

①日頃から病院等には担当する介護支援専門員の氏名、連絡先をお伝えください

利用者の不測の入院に備え、担当の居宅介護支援事業所及び担当の介護支援専門員が速やかに医療機関に伝わるよう、診察時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう名刺を貼り付ける等の対応をお願い致します。

②入院時には、利用者ご本人またはご家族等から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称をお伝えください。

11. 虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護並びに虐待等の発生又はその再発を防止するため